

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

高知県の豪雨災害で申告期限の延長

Q : 高知県の豪雨災害で、一部の地域の申告期限が延長されると聞きました。いつまで延長されるのでしょうか。

A : 平成13年9月6日から平成13年11月6日までに申告等の期限が到来するものについて、その期限が平成13年11月7日まで延長されます。

【解説】

国税庁では、9月6日から7日にかけて高知県西南部で起こった豪雨災害に伴い、高知県の一部地域に関して地域を指定して、国税に関する申告、申請、納付等の期限の延長を行うことにしました。

指定地域とされたのは、高知県の土佐清水市のうち有永、大津、貝ノ川、片粕、下川口、宗呂甲、宗呂乙、宗呂丙と幡多郡大月町です。

これらの地域に国税の納税地を有する者については、国税に関する申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、平成13年9月6日から平成13年11月6日までにその期限が到来するものについては、その期限が平成13年11月7日まで延長されます。

なお、指定地域以外の地域でも、所轄税務署長が、今回の豪雨災害により、申告、申請、納付等をその期限までに行うことができないと認めるときは、納税者の申請に基づいて、期日を指定して2か月以内に限り期限の延長を行うことにしています。

